第百九十七条第二項中「ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。」を「ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第五号の規定は適用せず、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。」に改め、同項第四号中「運転者席の」及び「に掲げるもの」を削り、同号イ中「電源投入時」の下に「（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）」を加え、同号ロ中「もの」の下に「（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から５秒後に消灯しないもの）」を加え、同項に次の１号を加える。

五　一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。なお、前号の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

第百九十七条第三項中「（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものを除く。）に限る。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの（過給機を備えるものに限る。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車のうち定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）であって、完成検査等又は新規検査等を受けた際に、大気開放するブローバイ・ガスを含めて第41条第１項第五号、第六号、第十五号及び第十六号並びに第119条第１項第三号及び第八号の基準に適合したものにあっては、本項は適用しない。

第百九十七条第四項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、「燃料蒸発ガス」を「炭化水素」に改める。

第二百四十二条第１項第１号中「、一酸化炭素については2.2、炭化水素については0.45、窒素酸化物については0.16」を「、次の表の左欄に掲げる原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.050ℓを超え0.125ℓ以下であり、かつ、最高速度が50km／h以下の原動機付自転車及び総排気量が0.125ℓ以下であり、かつ、最高速度が50km／hを超え100km／h未満の原動機付自転車	1.14	0.30	0.07
ロ　総排気量が0.125ℓ以下であり、かつ、最高速度が100km／h以上130km／h未満の原動機付自転車	1.14	0.20	0.07
ハ　総排気量が0.125ℓ以下であり、かつ、最高速度が130km／h以上の原動機付自転車	1.14	0.17	0.09

第二百四十二条第二項中「、原動機の作動中、確実に機能するものであるものとする。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。」を「、次の各号に掲げる基準とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

二　当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報し、かつ、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ　電源投入時（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から５秒後に消灯しないもの）

ハ　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

第二百四十二条第四項中「第５項」を「第６項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の１項を加える。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の２第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

第二百五十九条第二項中「、原動機の作動中、確実に機能するものであるものとする。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。」を「、次の各号に掲げる基準とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

二　当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、型式認定原動機付自転車にあっては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであることとする。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ　電源投入時（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない原動機付自転車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から５秒後に消灯しないもの）

ハ　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

第二百五十九条第四項中「第５項」を「第６項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の１項を加える。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の２第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

第二百七十五条第二項中「、原動機の作動中、確実に機能するものであるものとする。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。」を「、次の各号に掲げる基準とする。」に改め、同項に次の各号を加える。